

【特殊定期健康診断】

■ 特定化学物質健康診断(特定化学物質等障害予防規則第 39 条)

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。また、在職労働者で過去に特定化学物質（労働安全衛生法施行令第 22 条第 2 項の定められたもの）を取り扱う業務に常時従事させた事のある者に対しても同様の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断の項目をグループ名毎に分けた表とそれに対応する物質グループ名一覧は下記のとおりです。

なお、特定化学物質障害予防規則の改正にともないエチレンオキシド及びホルムアルデヒドについては、労働安全衛生規則第 45 条に基づき一般定期健康診断を 6 月以内毎に行う必要があります。

◆ 特定化学物質健康診断の項目

特定化学物質健康診断の項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W
業務経歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業条件の調査															○								
既往歴の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自覚症状の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚所見の有無の調査			○	○	○	○					○			○					○		○		○
鼻腔の所見の有無の調査											○			○									
カドミウム黄色環の有無の調査												○											
肝または脾の腫大の有無の調査								○															
握力の測定																							○
血圧の測定													○					○				○	
肺活量の測定				○									○										
胸部エックス線直接撮影		○		○	△			△			△			△					○				
尿中の蛋白の有無の検査												○						○					○
尿中の糖の有無の検査																						○	
尿中ウロビリノーゲンの検査			○						○	○				○	○							○	○
尿中の潜血の検査																		○					
尿沈渣検鏡	○								○														
赤血球の検査																			○		○		
白血球の検査																					○		
GOT、GPT、ALP 等肝機能検査								○									○						

※ ○印は該当するもの。△印は一定条件の下に該当するものです。

◆特定化学物質健康診断の項目

物質名 (製造禁止物質)	グループ	特化則 別表3	保存
ベンジジン(塩)	A	1	5
4-アミノジフェニル(塩)	A	36	5
4-ニトロジフェニル(塩)	A	36	5
ビス(クロロメチル)エーテル	B	2	5
ペーターナフチルアミン(塩)	A	1	5
ベンゼンコムのり	T	30	5

物質名 (第1類物質)	グループ	特化則 別表3	保存
ジクロロベンジン(塩)	A	1	30
アルファ-ナフチルアミン(塩)	A	1	30
塩素化ビフェニル	C	3	5
オルトトリジン	A	1	30
ジアニシジン(塩)	A	1	30
ベリリウム	D	4	30
ベンゾトリクロリド	E	4-2	30
アクリルアミド	F	5	5
アクリロニトリル	G	6	5
アルキル水銀化合物	F	7	5
エチレンイミン	F	9	30
塩化ビニル	H	10	30
塩素	G	11	5
オーラミン	I	12	30
オルト-フタロジニトリル	J	13	5
カドミウム(化合物)	L	14	5
クロム酸(塩)、重クロム酸(塩)	K	15	30
クロロメチルメチルエーテル	B	16	30
五酸化バナジウム	M	17	5
コールタール	E	18	30

物質名 (第1類物質)	グループ	特化則 別表3	保存
三酸化砒素	N	19	30
シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	O	20	5
3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン	P	21	30
臭化メチル	F	22	5
水銀(無機化合物)	Q	23	5
トリレンジイソシアネート	F	24	5
ニッケルカルボニル	B	25	30
ニトログリコール	R	26	5
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	A	1	30
パラ-ニトロクロルベンゼン	J	27	5
弗化水素	C	28	5
ペータープロピオラクトン	S	29	30
ベンゼン	T	30	30
ペンタクロルフェノール	U	31	5
マゼンダ	A	1	30
マンガン(化合物)	V	32	5
沃化メチル	F	33	5
硫化水素	G	34	5
硫化ジメチル	W	35	5

- 各項目参照 (様式第2号)
- 報告義務：有 (様式第3号)